

工 事 用 機 械 貸 付 基 準

平 成 2 5 年 4 月

独 立 行 政 法 人 水 資 源 機 構

(適用範囲)

第1条 この基準は、工事請負契約に基づき発注者が、その所有する建設機械類(以下「機械」という。)を受注者に貸付ける場合に適用する。

(総則)

第2条 機械の貸付けは無償とする。

2 発注者は、貸付機械に運転員を付さないものとする。

(貸付け機械の明細)

第3条 発注者が受注者に貸付ける機械の名称、形式、規格、数量、貸付期間、使用目的及び引渡し条件、返納場所は、**設計図書**によるものとする。

(監督員)

第4条 受注者は、機械の使用、管理等に当たっては、発注者が定める書面でもって、受注者に**通知**した監督員の**指示**に従わなければならない。

(貸借手続き)

第5条 受注者は、機械の貸付けを受けようとするときは、「建設機械類借用申請書」を所定の様式に基づき作成し、発注者に**提出**するものとする。

2 発注者は、第1項の申請書を審査し、妥当と認められるときは、「建設機械類貸付通知書」を所定の様式に基づき作成し、受注者に**通知**するものとする。

(引渡し)

第6条 機械の引渡しは、発注者、受注者**立会**いのもとに引渡し条件毎に下記を原則とした点検、試運転等を実施の上行うものとする。

(1) 引渡し条件で発注者が据付けまでを行うこととした固定機械は、点検、無負荷又は負荷試運転

(2) 引渡し条件で受注者が据付けを行うこととした固定機械は、点検及び発注者が実施した性能試験のデータ等がある場合は、その報告書による確認

(3) 固定機械以外の機械は、点検、無負荷又は負荷試運転

2 受注者は、機械の引渡しを受けたときは、直ちに「建設機械類受領書」を所定の様式に基づき作成し、発注者に**提出**するものとする。なお、この場合には貸付機械に係る保険の契約書の写しを添付するものとする。

(貸付期間の変更)

第7条 機械の貸付けに係る工事請負契約が変更された場合、又は発注者が特に必要と認めた場合は、その貸付期間を変更することができるものとする。この場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償するものとし、その賠償額は発注者、受注者**協議**して定める。

(管理責任)

第8条 受注者は、善良な管理者の注意をもって機械を管理しなければならない。

2 受注者は、監督員が機械の使用、管理等について**指示**した場合は、その**指示**に従わなければならない。

第9条 受注者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ発注者の**承諾**を得た場合は、この限りでない。

(1) 機械を使用目的以外のために使用し、又は転貸し若しくは担保の目的に供する

こと

(2) 機械を改造し又は使用場所以外の場所に搬出すること

(機械取扱責任者等)

第 10 条 受注者は、機械の使用現場における機械の使用、管理等に関する機械取扱責任者、機械運転員及び整備責任者を定め、「建設機械類取扱責任者届」を所定の様式に基づき作成し、発注者に届け出なければならない。機械取扱責任者、機械運転員、整備責任者を変更したときも同様とする。

2 機械取扱責任者、機械運転員及び整備責任者は、法令に基づく有資格者又は相当の経験を有するものとする。

3 発注者は、前項の機械取扱責任者、機械運転員又は整備責任者が不適当と認められた場合は、その理由を明示し、受注者に対してその変更を求めることができるものとする。

(機械の取扱い)

第 11 条 受注者は、機械使用現場に貸付機械につき必要と認められる整備要員を常駐させるものとし、機械に適応する整備用具を備え付けておかなければならない。

第 12 条 受注者は、機械を運転するときは、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 法規等の遵守
- (2) 機械の保護
- (3) 安全な運転
- (4) 故障の早期発見

第 13 条 受注者は、機械の運転休止中は風雨、じんあい、凍結等を避けるために必要な措置を講じなければならない。

2 受注者は、運転休止期間が長期に亙る場合は、発注者の**指示**するところにより、機械の保守に努めなければならない。

(点検、整備及び修理)

第 14 条 機械の点検は、定期又は随時に受注者の機械取扱責任者が行うものとし、受注者は点検の結果を別に定める点検表に記入し、発注者に**提出**するものとする。

2 受注者は、前項に規定する点検を行うときは、原則として監督員の**立会**を求めなければならない。

第 15 条 受注者は、第 22 条 1 項に係る機械の修理を行うときは、あらかじめ発注者に**報告**し、原則として監督員の**立会**を得て実施しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

2 特に重要な部分の修理を行う場合には、受注者はあらかじめ修理方法、期間等について発注者の承認を受けてから実施するものとする。

第 16 条 受注者は、機械整備又は修理を行うときは、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 作業段取り及び方法
- (2) 取替部品の品質
- (3) 作業中の安全確保

2 整備は、各機械の取扱い説明書に記載された点検・整備要領等により行うものと

する。

第 17 条 発注者は、機械の貸付期間中において、第 22 条 2 項に係る整備、修理を実施することができるものとし、その場合、あらかじめその旨を受注者に**通知**するものとする。

(返 納)

第 18 条 受注者は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに機械を発注者に返納しなければならない。

- (1) 貸付期間が満了した場合
- (2) 機械の貸付けに係る工事請負契約が解除又は失効した場合

第 19 条 発注者は、次の各号の一に該当する場合は、受注者に対して機械を返納させることができるものとする。

- (1) 受注者が貸付条件に違反した又は受注者に貸付けることが不相当であると発注者が認めるとき
- (2) 機械の引渡しを受けた後、正当な理由なく使用しないとき
- (3) 発注者が災害復旧その他止むを得ない事情により、特に機械を必要とするとき。
この場合において受注者が損害を受けたときは、第 7 条後段の規定を準用する

第 20 条 受注者は、第 18 条又は前条の規定により機械を発注者に返納するときは、「建設機械類返納書」を所定の様式に基づき作成し、発注者に**提出**するとともに、発注者が定める返納場所においてその検査を受けなければならない。

- 2 発注者は、前項により機械の返納を受けた場合は、「建設機械類返納受領書」を所定の様式に基づき作成し、受注者に**通知**する。

(返納整備)

第 21 条 受注者は、第 18 条又は第 19 条の規定により機械を発注者に返納しようとするときは、返納整備を実施し、完了したときは、その旨を発注者に**報告**し、その検査を受けるものとする。

- 2 返納整備は、不良部品の取替、清掃、給油脂、機械の破損又は不良部品の修理、各部の調整等を十分に実施しなければならない。ただし、消耗部品等については、返納時の試運転に支障をきたさない程度であれば整備を要しないものとする。

(費用の負担)

第 22 条 受注者は次に掲げる費用を負担するものとする。

- (1) 機械の引渡し及び返納に要する一切の費用
- (2) 機械の貸付期間中における運転、管理及び修理に要する費用
- (3) 機械の貸付期間中における点検、試運転、整備及び検査に要する費用

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる費用は、受注者の負担する費用に含まないものとする。

- (1) 発注者の実施する法定検査に係る整備に要する一切の費用
- (2) 機械の納入業者、転用整備を行った業者及び法定検査に必要な整備を行った業者のかし担保により、修理又は部品を交換する場合の費用

(報告業務)

第 23 条 受注者は、機械の運転及び整備状況について、作業日報及び建設機械類使用実績

報告書を毎月発注者に**提出**しなければならない。その様式は、発注者の**指示**するものとする。

2 前項に規定する作業日報（1ヶ月分をとりまとめたもの）及び建設機械類使用実績報告書の**提出期限**は、翌月の10日までとする。

第24条 受注者は、機械に故障が生じたときは、直ちにその事実及び事由を「建設機械類故障報告書」を所定の様式に基づき作成し、その都度発注者に**報告**し、その措置については発注者の**指示**を受けなければならない。

（損害賠償）

第25条 受注者は、機械を破損し、又は滅失したときは、直ちに文書をもって発注者に**報告**し、その**指示**に従って速やかに機械を修理し、又は同等品をもってこれに替えなければならない。ただし、発注者が、なお損害があると認めたときは、発注者、受注者**協議**してその賠償額を定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、機械の破損又は滅失が天災その他の不可抗力によるもので、かつ受注者が善良な管理者の注意をなしたと発注者が認めた場合には、この限りでない。

（賠償金の遅延利息）

第26条 発注者又は受注者は、第7条及び第25条に基づく賠償金が指定する期間内に支払われないときは、遅延日数に応じ、工事請負契約書第44条に定められた年率の割合で計算した額の遅延利息を請求することができるものとする。

（疑義等）

第27条 この基準に定めない事項又はこの基準の条項に疑義を生じたときは、発注者、受注者**協議**してこれを定めるものとする。ただし、軽微なものについては発注者の**指示**によるものとする。